

名誉市民選考・表彰 審査委員会委員募集



市制施行記念日に市政功労者、善行者を表彰します。また、市の発展に多大な貢献をされた人に名誉市民の称号を贈ります。これらの選考を行う名誉市民選考・表彰審査委員会委員を募集します。

【選考方法】 作文審査・面接
【任期】

6月1日～令和10年5月31日

【開催回数】 年1回

※原則、平日の昼間2時間程度

【応募資格】

市内在住の満18歳以上で、市議会議員・市職員でない人

【報酬】 6,000円/日

※市の規定に基づく。

【募集人数】 1人

【応募方法】

応募動機(600字以内・様式自由)・住所・氏名(ふりがな)・生年月日・電話番号を明記の上、下記まで

【応募期限】

4月30日(木) 午後5時 ※必着

申・問 秘書広報課

☎ 22-9600 FAX 24-7900

✉ hisho@city.iga.lg.jp

伊賀市環境保全活動 支援事業補助金



【条件】

住民自治協議会または自治会ではない伊賀市内の環境保全活動を行う市民団体であること

【対象事業】

伊賀市環境基本条例の基本理念に基づき実施する、環境の保全に関する事業

【補助金額】

補助対象事業を実施するための経費の2分の1(1,000円未満切り捨て)
※限度額 25万円

【申請方法】

申請書を持参または郵送で下記まで

【申請受付開始日】

5月1日(金)

※予算額に達し次第、終了します。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

問 環境政策課

☎ 22-9624 FAX 22-9641

火災予防条例の一部 改正



近年、林野火災が多発していることを受け、早期の注意喚起を目的に、伊賀市火災予防条例の一部改正し、3月31日に施行しました。「林野火災注意報」「林野火災警報」を発令し、屋外における「火の使用の制限」を行います。

【林野火災注意報】

3日前からの降雨が1ミリ以下、かつ30日間の雨量が30ミリ以下の気象状況となったときに発令

→たき火など、外で火を使用しないよう努めてください。(努力義務)

【林野火災警報】

林野火災注意報の発令基準に加え、乾燥注意報および強風注意報が発令されたとき、または消防長が火災予防上危険であると認めるときに発令

→たき火など、外で火を使用してはいけません。(罰則のある義務)

※30万円以下の罰金または拘留に科せられる場合があります。

【対象期間】

降雨量が少なく空気が乾燥する1～5月

【対象区域】

森林または森林の周囲1キロメートルの範囲

【火の使用制限】

○山林、原野などへの火入れをしないこと

○煙火(花火)を消費しないこと

○火遊びまたはたき火をしないこと

○可燃物の付近で喫煙をしないこと

○山林、原野での喫煙をしないこと

○残火(たばこの吸殻含む)、取灰、火粉を始末すること

問 消防本部予防課

☎ 24-9105 FAX 24-9111

「芭蕉クン」を ご活用ください!

「芭蕉クン」イラストが申請により自由にご利用いただけます。



問 文化振興課

▲詳しくはこちら ☎ 22-9621

市民意見(パブリック コメント)を募集します



「文化振興プラン」後期実行計画(令和8～12年度)の中間案について意見を募集します。

【閲覧方法】

○市ホームページ

○文化振興課

○本庁舎1階ロビー

○各支所

○各地区市民センター

【提出方法】 ウェブフォームまたはご意見記入用紙に、氏名・住所・電話番号・「該当ページ・該当箇所」とそれに対する「意見内容」を記入し、下記まで。持参の場合は、各支所窓口でも受け付けます。

※提出いただいた意見は検討資料とし、市ホームページで公表します。

※個別の回答は行わず、いただいた意見は返却しません。

【提出期限】

5月7日(木) 午後5時必着

申・問 文化振興課

☎ 22-9621 FAX 22-9694

✉ bunka@city.iga.lg.jp

介護保険料仮徴収額 通知書を発送します



65歳以上の人を対象に、介護保険料仮徴収額を算定しました。その通知書を4月14日(火)に発送しますので、納期限までに納付してください。口座振替の場合は指定の口座から納期限日に振り替えます。

特別徴収を継続する人には、今回の仮徴収額通知書を発送しませんが、徴収額に変更がある人には、介護保険料額変更通知書を発送します。

※年間保険料額は7月に確定し、改めてお知らせします。

問 介護高齢福祉課

☎ 26-3939 FAX 26-3950

「広報いが」の点字版・録音 版を発行しています

希望される場合はお問い合わせください。

問 障がい福祉課

☎ 22-9657 FAX 22-9662

✉ shougai@city.iga.lg.jp

インターネット上の 人権問題



私たちは、家庭や学校、職場などのあらゆる場面でデジタルツール*に触れる機会があります。

インターネット上の投稿などを閲覧・視聴することで知識を得たり、人とつながったりと、便利で楽しい経験をしている人も多いのではないのでしょうか。

一方で、ネット記事やSNSによって不安な気持ちになったり、傷ついたりすることもあります。

インターネットを通して私たちが抱いた感情は、逆の立場でも同じではないでしょうか。つまり、私たちの投稿や「いいね」「シェア」などが、世界の誰かを楽しい気持ちにさせるときもあれば、悲しい気持ちを感じさせるときもあります。相手の感情を揺さぶる力は、時に、人の命や生活を奪ってしまいます。

市内で起きている差別事象には、市内のある地域を被差別部落と見なして写真や動画としてインターネット上で公開する投稿があります。特定の人や地域を被差別部落として「さらす」という行為は絶対に許されないことで、名誉棄損や誹謗中傷など法律に触れる可能性があります。

こうした投稿を見たり、シェアする前に「誰かを傷つけないか」「この言葉は、直接相手に言えるか」「その情報は信頼できる根拠があるか」と考えて、自分自身に問いかけてみてください。

【インターネット上で人権侵害を受けた場合の相談先】

インターネットを介して人権が侵害された、差別やいじめを受けているという人は、ひとりで悩まず、相談してください。

*デジタルツール…スマートフォンやパソコンなどの電子機器、SNSなどのアプリやウェブサービスの総称

問 人権政策課

☎ 22-9683 FAX 22-9641



点訳ボランティア 養成講習会



広報紙や書籍などを点字に訳し、情報支援を行う「点訳ボランティア」の養成講習会を開催します。

【とき】 5月27日～令和9年2月24日の隔週水曜日(全20回)

※10月27日のみ火曜日

午前10時～11時45分

【ところ】

ハイトピア伊賀 5階学習室2ほか

【対象者】

○点訳を初めて学ぶ人、または経験はあるが現在活動していない人で、基礎・応用コース受講後に点訳ボランティアとして活動できる人

○自宅にパソコン(Windows)があり、基本的な操作ができる人

【受講料】 1,540円(テキスト代)

※駐車場利用料は受講者負担

【定員】 10人程度

【申込方法】

電話・申込フォーム

【申込期間】

4月10日(金)～5月8日(金)

◆事前説明会(要申込)

受講を希望する人は必ずご参加ください。

【とき】 5月13日(水)

午前10時～11時

【ところ】

ハイトピア伊賀 5階学習室2

申・問 上野点字図書館

☎ 23-1141

(午前9時～午後5時)

※日曜日・祝日を除く。

伊賀市
若者会議
新規メンバー随時募集中
より良い「伊賀」を創るため、一緒に活動しませんか。
Instagram ID
[igashi_wakamonokaigi]

参加申込フォーム

問 交流政策課

☎ 22-9623 FAX 22-9672

✉ chisou@city.iga.lg.jp

就学援助制度



経済的な理由で、学用品費など学校でかかる費用にお困りの人に、その費用の一部を援助します。新たに援助を希望する場合や、前年度から引き続き希望する場合は申請してください。

※生活保護受給者は、重複する内容の援助は受けることができません。

【対象者】

公立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者

※所得制限あり

【申込方法】

在籍する小・中学校へ申請

問 ○在籍する小・中学校

○学校教育課

☎ 22-9648 FAX 22-9667

伊賀市役所 本庁舎 4月のアート情報

本庁舎で下記の展示を行っています

◆4階市民ミニギャラリー

○栗原 一生 作品展



◆1階玄関横

○伊賀市寄贈作品展

絵画「鎮守の杜」 藤原 康博



○いけばな(伊賀華道協会)

※都合により展示物が変わる場合があります。

※観覧時間は市役所の開庁時間に準じます。

市民ミニギャラリー展示作品募集中

問 文化振興課

☎ 41-0400

FAX 22-9694